

お支払いが間に合わなかった場合の「事務手数料」のご請求について

カードご利用代金を毎月10日（休日の場合は翌営業日）のお支払い日に振替ができなかった場合、もしくはお振込等による入金確認ができなかった場合、2025年4月10日（木）お支払い分より、お支払い月ごとに、440円（税込）をご請求いたします。

ご請求の背景について

カードのご利用代金が毎月10日のお支払い日（以下「約定支払日」）までにご入金いただけなかった場合、

ご利用代金の再振替など、お客様への追加サービス提供のための事務が発生します。

弊社では、自動化や手続きの簡素化に努めておりますが、追加的に生じる事務に要する費用（再振替費用、事務処理費用、通信費等）が増加しております。

それらの費用の一部を、約定支払日までにご入金いただけなかったお客様にご負担いただくものとして、事務手数料をご請求いたします。

事務手数料について

対象カード：個人クレジットカード、法人クレジットカード（中小企業・個人事業主向け）（一部対象外の場合がございます）

所属のカード発行会社により、本手数料の取り扱いは異なります。

「京銀カードサービス株式会社」以外のJCBカードをお持ちのお客様は、カード裏面に記載のカード発行会社のホームページをご確認ください。

日本のJCBカード発行会社はこちら（<https://www.global.jcb/ja/products/cards/issuer-japan/?company=1>）

カードのご利用代金が約定支払日までにご入金いただけなかった場合、440円（税込）の事務手数料を請求します。本手数料は、以下の場合に適用されます。

- ・カードご利用代金が約定支払日に振替ができなかった場合
- ・約定支払日までにお振込等によるカードご利用代金の入金確認ができなかった場合

複数のカードをお持ちの場合、約定支払日までにご入金いただけなかった本会員カードごとに、本手数料を請求します。

キャッシングなど金融サービスに関するご返済などの一部は、本手数料の対象とならない場合があります。

本手数料はポイント付与や各種キャンペーン・年会費無料条件などの対象となりません。

ご請求の例

カードのご利用代金を約定支払日までにご入金いただけなかった場合、その翌々月、または3ヶ月後に本手数料を請求します。

【例】約定支払日が4月10日の場合

6月10日または7月10日に事務手数料として440円（税込）を請求します。

ご利用明細書での表示は「2025年4月10日請求分 事務手数料」となります。

※ご入金のタイミングによっては、請求の日付が異なる場合があります。

会員規約の改定について

本変更に伴い、2025年2月28日（金）に、JCB会員規約を改定します。

【例】会員規約（個人用）

「第42条 費用の負担」

1. 本会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払に際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

<追加>

2. 本会員が約定支払日に約定支払額を支払わなかった場合には、当社と本会員との間の精算のために当社に追加的に生じる事務に要する費用

（再振替費用、事務処理費用、通信費等）の一部として、当社またはJCBが公表する金額を会員は負担するものとし、

本会員は当社の請求に基づき、当該金員を第33条に定める方法により当社に対して支払うものとします。

ただし、本会員が約定支払日に支払わなかった約定支払額が金融サービスにかかるもののみによって構成される場合にはこの限りではありません。

※JCB会員規約改定内容は、2024年12月以降にホームページにて公表します

2024年10月15日